

(ア) 地域防災計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(イ) 総合防災訓練は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 自主防災組織は、さいたま市の制度に統一する。

(6) 男女共同参画事業

ア 男女共同参画事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 男女共同参画基本計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(イ) 男女共同参画社会情報誌の発行は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 女性登用の推進は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 男女共同参画啓発イベントは、さいたま市の制度に統一する。

(7) 市民窓口業務

ア 市民窓口業務は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 戸籍受付事務は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 郵便局証明発行事務は、さいたま市の制度を適用する方向で関係機関と調整する。

(ウ) 戸籍(除籍)謄抄本・証明書交付事務は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 窓口の開設時間は、さいたま市の制度に統一する。

(オ) 自動交付機による証明書交

付事務は、さいたま市の制度を適用する。

(8) 文化振興事業

ア 文化振興事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 美術展覧会は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) こども文化祭は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 文芸誌の発行は、さいたま市の制度を適用する。

(エ) 公民館絵画グループ展は、さいたま市の制度を適用する。

(オ) 自主文化事業は、さいたま市の制度を適用する。

(カ) 公共施設予約システムによる文化関係施設の提供は、さいたま市の制度を適用する。

(9) 環境対策事業

ア 環境対策事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 合併処理浄化槽設置整備事業補助は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 大気監視は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 騒音・振動監視は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 河川調査は、さいたま市の制度に統一する。

(オ) 生活排水調査は、さいたま市の制度を適用する。

(10) 交通対策事業

ア 交通対策事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 交通安全教室は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 交通指導員制度は、さいたま市の制度に統一する。

(ウ) 放置自転車対策は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 自転車駐車場管理業務は、現行のとおりとする。

(11) 農業振興事業

ア 農業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 生産指導事業は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 農業祭は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 農業団体育成事業は、さいたま市の制度に統一する。

(エ) 農業後継者対策は、さいたま市の制度に統一する。

(オ) 市民農園運営事業は、さいたま市の制度を適用する。

(12) 商工・観光事業

ア 商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続する。

ウ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 商店街環境整備事業は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 創業者支援推進事業は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 商工見本市開催事業は、さいたま市の制度を適用する。

(エ) 花火大会は、さいたま市の制度に統一する。

(オ) 人形のまち岩槻まつりは、現行のとおりとする。

(13) 勤労者・消費者関連事業

ア 勤労者・消費者関連事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 勤労者定期健康診断は、さいたま市の制度に統一する。

(イ) 財勤労者福祉サービスセンター事業は、さいたま市の制度を適用する。

(ウ) 働く女性の施設提供は、さいたま市の制度を適用する。

(14) 都市計画事業

ア 都市計画事業は、さいたま市の制度に統一する。

イ 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 都市計画マスタープランは、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(イ) 緑の基本計画は、合併後、さいたま市の計画に統一する。

(ウ) グリーンパラン推進事業は、さいたま市の制度を適用する。

(エ) オープン型民間緑地保全事業は、さいたま市の制度を適用する。